# 命和7年度

# 



富里市産業まつり実行委員会

#### 令和7年度 富里市産業まつり開催要綱

1 目 的

市内で生産・飼養された農産物・畜産の共進会や、農畜産物及び商工業製品即 売会を通じて、農業・商工業の発展状況を広く紹介するとともに、現在の実態 を把握し、今後の産業振興に資することを目的とする。

- 2 主 催 富里市産業まつり実行委員会
- 3 後 援

富里市

富里市農業協同組合

千葉県農業共済組合

富里市農業協同組合西瓜部

富里市農業協同組合女性部

富里市商工会青年部

富里市落花生原種組合

富里市林業組合

富里市建築工業組合

富里市植木生産組合

富里市農業研究会

富里市農業指導連絡協議会

関東軽種馬育成協会

富里市観光協会

富里市農業委員会

富里市商工会

富里市農業協同組合養豚部

富里市農業協同組合青年部

富里市酪農組合

富里市商工会女性部

富里市果樹組合

富里市農業士会

富里市工業団地連絡協議会

富里市造園緑化組合

TNネットワーク

丸朝園芸農業協同組合

千葉県両総馬匹農業協同組合

4 協 力 富里市交通安全協会連合会 富里市防犯指導員連合会



### 富里市すいかまつり開催要領

#### 1 目 的

本市の特産物である「すいか」の共進会とPRイベントを開催し、その実態を広く紹介するとともに、品質・技術の向上を図り、今後も産地としての維持、名声を高め、すいか栽培の振興に資することを目的とする。

- 2 主 催 富里市産業まつり実行委員会
- 3 開催日程及び会場 (主会場…富里中央公民館)

#### すいか共進会

期日	日 程	内 容	会 場		
6月20日(金)	午前9時~午後4時	搬入・受付	公民館叱゛ー		
6月21日(土)	午前10時~午後3時	審査	II.		
6月22日(日)	午前(予定)	表彰式	公民館前		
6月22日(日)	午前(予定)	展示	公民館ロビー		
6月22日(日)	午後(予定)	即売会	"		

#### 催し物

期日	日 程	内 容	会 場		
6月22日(日)	午前9時~午後3時	即売会	公民館前		
6月22日(日)	午前9時~午後3時	イベント	"		
6月22日(日)	午前・午後 各1回(予定)	試食	"		



#### 4 出品規格

品 名	規格	備考
すいか	2個 1組	1点の品種は同一のもの 1個7kg~8kg未満とする (小玉品種は1個2.0kg~2.5kg)
すいか(大玉)	1個	12kg 以上の重さのものとする

#### 5 出 品

- (1) 出品資格は、富里市内ですいかを生産しているものとする。
- (2) 出品物は、返品しない。
- (3) 出品物について、この会期中における不可抗力の損害に対してその責を負わない。
- (4) 出品者に対しては、全員に出品手当てを支給する。
- (5) 出品物の搬入は、生産者自ら指定会場受付けまで搬入する。

#### 6 審 査

- (1)審査委員長及び審査委員並びに一般審査員は、富里市産業まつり実行委員長が委嘱する。
- (2) 出品者は、出品物の審査を拒絶し、又は再審査を請い、若しくは審査の決定に対して異議の申し立てをすることはできない。
- (3) 審査細則は、別に定める。

#### 7 褒 賞

- (1)審査の結果、優秀なものに褒賞を授与する。
- (2) 褒賞授与を拒否することはできない。
- (3) 不正の行為又は錯誤により褒賞を受けたことを発見した場合は、その褒賞を取り消すものとする。



## すいか共進会審査細則

- 1 公平を期するため、出品者の住所、氏名、品種は伏せる。
- 2 審査は、外様(100点)、内様(200点)と糖度測定によっておこなう。
  - 1 外 様

2 内 様

(1) 色沢

(1) 果肉の色まわり

(2) 縞模様

(2) タナ落ちの有無

(3) 形状

(3) 黄帯の有無

(4) 花落ち

(4) 過熟の有無

(5) 粒ぞろい

(5)食味

(6) 病害果の有無

(6) 糖度

- (7) キズの有無
- ・市場性の高さを判断基準とする。
- 3 出品点数1点(2個)のうちから内様審査のため、あらかじめ指定されたすいか1個を試割する。
- 4 品種による差別はしない。
- 5 入賞順位は原則として得点の高いものからつける。
- 6 審査結果の概要を公表する。
- 7 審査要領については、審査委員長に委任する。



#### 令和7年度富里市すいかまつり即売会開催要領

#### 1 目 的

富里市産業まつり実行委員会の開催要綱等の趣旨に沿い、生産者・消費者との融和を図り、相互の発展・向上に資することを目的とする。

#### 2 日程及び会場

- (1) 日 時 令和7年6月22日(日) 午前9時~午後3時
- (2) 会場 富里中央公民館前駐車場

#### 3 出店及び搬入搬出

- (1) 出店者は別に定める申込書を**令和7年5月9日(金)まで**に、産業まつり実行委員長に提出する。(別紙様式) なお、申込書を提出したのち、部会にて協議し出店者に通知する。
- (2) 出店者は原則として、市内に在住の農業者及びすいか関連商品販売者に限る。 ただし、実行委員長が特に認める場合はその限りではない。
- (3) 農産物の販売については、市内で生産されたものに限る。
- (4) 搬入については、担当係員の指示に従い、開催日時までに定められた区画内に 搬入する。
- (5) 即売並びに販売価格の決定は出店者が行い、消費者サービスに努める。
- (6) 搬出については、担当係員の指示に従い、日程終了後出品物を搬出し、使用した区画を清掃する。
- (7) 販売を目的とする団体には出店料として、テント1張当たり10,000円、半分の 使用の場合は5,000円、キッチンカー1台5,000円を徴収する。
- (8) 搬入・搬出・販売の経費については、出店者の負担とする。
- (9) 定められた備品以外については、出店者の負担とする。
- (10) その他必要な事項は、部会で協議し委員長の承認を得る。



#### 別紙様式

# 令和7年度富里市すいかまつり出店申込書

令和 年 月 日

富里市産業まつり実行委員長様

 団体名

 出店者
 代表者

 住所
 電話番号

 E-mail

出店日及び人数 令和7年6月22日(日)

男 名・女 名・合計 名

出 店 物 (販売物)	(	内方	法	容等	)	備 考 (数量)			テント (張り) 0.5・1・1.5・2		
									机		個
							]   <del>1</del>	借	椅子		脚
							 	用	電源	W	П
							ĺ	備	<u></u>	W W	П <u>П</u>
								品			
								-,			

※食品等を取扱いする場合は、検便検査成績書(写)を添付してください。

※テント1張りつき机4台・イス6脚を上限とさせていただきます。非営利団体の方に つきましては、各団体につきテント1張りまでの台数制限に協力をお願いします。



#### 富里市産業まつり実行委員会規約

(名称及び事務局)

- 第1条 本会は、富里市産業まつり実行委員会と称し、事務局を富里市農政課内に置く。 (目的)
- 第2条 本会は、市内で生産・飼養された農産物・畜産の共進会や、農畜産物及び商工 業製品即売会を通じて農業・商工業の発展状況を広く紹介するとともに、現在の実態 を把握し、今後の産業振興に資することを目的とする。

(事業)

- 第3条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。
  - (1) すいか及び農産物共進会・畜産共進会
  - (2) 農畜産物・衣食料品・日用雑貨・その他の販売
  - (3) 農業機械器具・自動車等展示即売 (予約会)
  - (4) 牛乳・モチ・苗木等の無料配布(先着順とし、数量は限定)
  - (5) その他、目的達成のための事業

(組織)

- 第4条 本会の委員は、富里市産業まつりに関する機関・団体の代表者等で組織する。 (役員)
- 第5条 本会に次の役員を置く。

委員長1名・副委員長3名・部会長5名・監事2名

第6条 委員長は市長とし、副委員長・部会長・監事は委員の互選とする。

委員並びに役員の任期は、本事業の完了までとする。

(役員の組織)

第7条 委員長は会務を総括し、本会を代表する。

副委員長は委員長を補佐し、委員長事故あるときはこれを代理する。

- (1)委員長・副委員長・部会長をもって役員会を組織し、事業計画を審議する。
- (2) 監事は会計を監査し、その結果を報告する。

(会議)

第8条 本会の会議は委員会及び役員会とし、委員長が招集する。会議の議長は 委員長があたる。

(部会)



- 第9条 本会の事業を円滑にするため、下記の部会を置く。
  - (1) 共進会展示会部会(農産物と畜産に分ける)
  - (2)即売会部会(農畜産物と商工製品に分ける)
  - (3)催し物部会

各部会議は、部会長が推進する。

(会計)

- 第10条 本会の事業運営に要する経費は、負担金・寄付金及び雑収入をもってあてる。 (その他)
- 第11条 その他必要な事項は、役員会において定める。

附則

- この規約は、昭和62年6月4日から施行する。 附 則
- この規約は、昭和63年10月18日から施行する。 附 則
- この規約は、平成元年9月20日から施行する。 附 則
- この規約は、平成 12 年 4 月 19 日から施行する。 附 則
- この規約は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。 附 則
- この規約は、平成23年9月9日から施行する。 附 則
- この規約は、平成28年8月22日から施行する。

